

中国四国地区国立病院薬剤師会 謝金規程

(趣旨)

第1条 中国四国地区国立病院薬剤師会が実施する研修会等の謝金支払いに関する取扱いについては、別に定めがある場合を除きこの規程の定めるところによる。

(謝金)

第2条 中国四国地区国立病院薬剤師会が実施する研修会等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金単価は、次のとおりとする。

(単価/30分)

| 職名 | 講演 |
|-----------|--------|
| 教授相当(部長) | 50,000 |
| 准教授相当(課長) | 40,000 |
| 講師相当 | 30,000 |
| 助教相当(係長) | 20,000 |
| その他 | 20,000 |

(支払)

第3条 本支払いについては、中国四国地区国立病院薬剤師会の財務部より行う。

(附則)

この規程は 平成31年 4月13日から施行する
令和 6年 5月18日一部改訂